

長浜市介護保険サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格等の高騰の影響を受ける市内の介護保険サービス事業所を運営する法人に対し、経済的な負担軽減を図るため、予算の範囲内で長浜市介護保険サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事業を実施する者
- (2) 車両 事業者が送迎・訪問等の用途のため所有し、又は使用する自動車（二輪車及び私名義のものを除く。）
- (3) 入浴サービス事業者 事業者のうち、訪問入浴介護を提供するもの及び次に掲げる介護保険サービスを提供し、かつ、当該介護保険サービスを提供する事業所に浴室を有し入浴サービスを提供するもの
 - ア 通所介護
 - イ 通所リハビリテーション（みなし指定を除く。）
 - ウ 短期入所生活介護
 - エ 短期入所療養介護
 - オ 特定施設入居者生活介護
 - カ 地域密着型通所介護
 - キ 認知症対応型通所介護
 - ク 小規模多機能型居宅介護
 - ケ 認知症対応型共同生活介護
 - コ 地域密着型介護老人福祉施設生活介護
 - サ 看護小規模多機能型居宅介護
 - シ 介護老人福祉施設
 - ス 介護老人保健施設

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象者は、令和7年4月1日現在において、市内に介護保険サービスを提供する事業所を有する事業者（長浜市障害福祉サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金交付要綱（令和7年長浜市告示第155号）による給付金を受けるものを除く。）とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- (1) 車両の燃料高騰対応分 次に掲げる介護保険サービスを提供する市内の事業所の車両1台につき3,000円
 - ア 訪問介護

イ 訪問入浴介護
ウ 訪問看護（みなし指定を除く。）
エ 訪問リハビリテーション（みなし指定を除く。）
オ 通所介護
カ 通所リハビリテーション（みなし指定を除く。）
キ 短期入所生活介護
ク 短期入所療養介護
ケ 特定施設入居者生活介護
コ 福祉用具貸与
サ 地域密着型通所介護
シ 認知症対応型通所介護
ス 小規模多機能型居宅介護
セ 認知症対応型共同生活介護
ソ 地域密着型介護老人福祉施設生活介護
タ 看護小規模多機能型居宅介護
チ 居宅介護支援
ツ 介護老人福祉施設
テ 介護老人保健施設

(2) 入浴サービス事業者の燃料高騰対応分 訪問入浴介護又は入浴サービスを提供する市内の1事業所につき別表に定める額。ただし、複数の事業所が浴室を共用している場合は、当該複数の事業所が一の事業所として入浴サービスを提供しているものとみなす。

（給付金の申請等）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、長浜市介護保険サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金申請書兼請求書（様式第1号）、給付対象事業所一覧表（様式第2号）並びに給付金に係る車両の車検証の写し及び事業所の浴室の平面図を市長に提出しなければならない。ただし、旧長浜市介護保険サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金交付要綱（令和4年長浜市告示第223号又は令和5年長浜市告示第134号）による給付金の交付を受けた事業所の浴室については、平面図の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書兼請求書の内容に不備がある場合は、申請者に対し、期日を定めて補正するよう求めるものとする。この場合において、当該期日までに補正がされないときは、市長は、当該申請者が申請を取り下げたものとみなす。

（手続の併合）

第6条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第14条及び第15条の手続を省略する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(告示の失効)
- 2 この要綱は、令和8年2月28日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

事業所の区分	給付金額
訪問入浴介護を提供する事業所	10,000円
入浴サービスを提供する事業所であって、定員数が18人以下のもの	10,000円
入浴サービスを提供する事業所であって、定員数が19人以上かつ50人以下のもの	20,000円
入浴サービスを提供する事業所であって、定員数が51人以上のもの	40,000円

備考 令和7年4月1日時点の利用者数が定員数に満たない場合は、利用者数により給付金の額を決定する。